**感染症に置ける事業継続計画**

株式会社Wing（ウイング）

種別　　就労継続支援A型事業所

　　　　　　　　　　　　　　　基本方針

新型コロナウィルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こる昨今。そのさまざまな事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、事業継続計画（以下、ＢＣＰ）を策定するものである。

# （１）目　的

　ＢＣＰはあらゆる災害に対しての防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら法人としての事業をいかに早期復旧し継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

　①利用者・職員の安全を守る。

　命があっての介護サービス・障害福祉サービスであり、災害時においても命にかかわる業務を最優先とする。

　②早期の事業再開を目指す

　災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務を継続へ万全を期す。

　③地域との連携

　福祉サービスという特性上、地域との連携は不可欠であり、その結果、地域の災害における被害減少につながる。

　事業継続をはかるためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それに係る業務を最優先し、その他の業務は縮小、休止などの措置をとる。　同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。　地域との連携にあたっては、通所系福祉サービスをという性格上業務時間内と時間外その状況下で支援できることを明確にして実施することが重要である。

# ２．ＢＣＰ推進体制

　（１）本法人における平常時及び緊急時のＢＣＰ推進体制は以下のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平常時 | 緊急時（ＢＣＰ発動時） | 担当者 | 代行者（緊急時） |
| 推進責任者 | 災害対策本部長 | 施設長 | 西出　達也 |
| 推進副責任者 | 災害対策副本部長 | サービス管理責任者 | 南　京子 |
| 推進員補助 | 情報集責任者 | 支援員 | 金　美子 |
| 推進員 | 利用者対応 | 支援員 | 川口　洋輔 |
| 対策本部総務班 | 法人本部主任 | 山本みのり |
| 対策本部管理班 | 法人本部課長・主任 | 石田　和義 |
| 推進補助 | 補助業務 | パート職員 | 小南・宮内・古長・杉村 |

また、災害発生時が平日昼間以外の場合（夜間・土日等）はその時点の勤務職員で、拠点リーダーが参集できるまでのリーダーを決めてその者がその役割にあたる。

＊緊急時における代行者は災害対策副本部長、対策本部情報など、で参集できた者で代行する。

各担当の役割

（平常時）

①推進責任者 ＢＣＰの職員に対する意識づけの指導及び総括

②推進副責任者 責任者の補佐、教育訓練等の責任者

③推進員 年2回の避難訓練時におけるBCP教育の実施責任者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 項目 | 内容と習得目標 | 対象者 | 時期 |
| 研修 | 想定される災害について | 加古川市の指導に従う | 初任者 | 随時 |
| 研修 | 事業継続計画の研修 | 職員の行動基準等 | 全員 | 随時 |
| 訓練 | 感染防止対策 | 消毒や感染予防の作業など | 全員 | 年2回 |
| 訓練 | 事業継続計画の実地訓練 | 感染発生時の行動など | 全員 | 年１回 |
| 研修 | 事業継続計画の研修 | 課題の検討、ＢＣＰの見直し | 全員 | 4月 |

。

|  |  |
| --- | --- |
| （緊急（ＢＣＰ発動）時） |  |
| ①災害対策本部長 | ・ＢＣＰ発動の判断、事業継続の方針決定  ・災害対策本部指揮権者 |
| ②災害対策副本部長 | ・本部長のフォロー、各拠点への指示、本部長代行  ・関係機関との連絡調整責任者 |
| ③対策本部総務班 | ・拠点及び関係機関との連絡調整、災害情報の収集  ・拠点間の人員調整 |
| ④対策本部管理班 | ・資金・物品の調達及び管理。  ・支給情報などの収集 |
| ⑤拠点リーダー | ・施設における利用者及び職員の安否確認 |

## 建物の安全確認

・サービス提供に係る担当者を決定し、業務を指示

・本部への状況報告（判断に急を要する事項については即断する権利を有する。）

## （２）緊急時の対応

　①基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○自治体からの緊急閉鎖命令などにおける基準 | 全　員 | 連絡 | 緊急事態（感染計画準拠） |
| 発　動 | 被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに感染予防対策本部を立ち上げる。 |
| ○事業所内クラスターなど感染発 | 全　員 | 連絡 | 判明時 |
| 発　動 | 被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに感染予防対策本部を立ち上げる。 |

※上記は平日昼間以外の参集基準である。

※平日昼間が発生時刻の場合、直ちに閉鎖帰宅となり事業所を閉鎖

※連絡を密にとり、感染状況を把握

# ３．想定される被害状況

　感染症における国の指導に批准する。

## （１）各施設の位置状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 種別 | 感染症 | 検査 | 医療 |
| 株式会社Wing | 通所施設 | 多種 | あれば検査薬を使用 | 行政の医療情報を把握 |
|

## （２）被害想定

　　過去の新型コロナ発生時に場合を想定し、未知のウイルスの場合など大災害の可能性を考慮しなければならない

　ライフラインの被害はないと想定（震災とは違う）

|  |  |
| --- | --- |
| ①電　話 | 発生直後から連絡を密に。 |

　ＢＣＰ策定にあたっては、行政の感染症対策にそって行う

　以下、初動体制からの業務についての計画を記載する。

（３）緊急時対応概要フロー

## 感染症発生

**緊急事態**

# **↓**

開所中止の連絡（連絡網にて各自利用者に連絡）　　開所中（帰宅を促すまたは医療機関の相談）

　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

自宅待機を指示　　　　　　　　　　　　　　　　　行政の指導を見て判断。

※

# ４．初動体制から事業継続まで

## （１）発生直後

　①リスクの抽出

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 必要事項 |
| 通所禁止 | 連絡 |

　②発生直後の業務

　　閉鎖期間や閉鎖時の対応は行政の指示をうける。

＊在所以外の職員はただし、自身の生命への影響、在宅での安全確保が確認されない場合は参集できない旨報告する。

災害対策本部が立ち上がる前に、即行動しなくてはいけないケースがほとんどだ

　と思うので、拠点リーダー（または代行者）は、在所職員とともに分担し、まずは

　利用者及び職員の安否確認を行う。（ただし、建物が深刻な被害状況にある場合は

　避難行動を最優先とする。その場合は総合防災計画による。）

その時点で搬送措置など生命にかかわる事態が生じたときは、その場で判断し、

　迅速な対応を取ること。

安否確認後、拠点リーダー（または代行者）を中心に簡潔にミーティングを行い

　在所の職員数、被害状況の情報を共有して、継続できる業務を抽出し実施する。

体制が整った段階で、利用者家族への安否確認の連絡を行う。

ウイングは通所施設であるため、感染症の場合閉鎖が基本となる

できるかぎり、災害時開所中ならすぐ閉鎖して帰宅を進することを基本とする。

感染者にはできる限りではあるが、行政らの医療情報を伝える。

## （２）初動以後１時間経過

　ＢＣＰを発動し、災害対策本部を設置。

災害対策本部拠点優先順位

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平日昼間 | 就労継続支援 | 通所施設 |  |  |
| 上記以外 | なし |  |  |  |

※ただし、上記の施設が全壊等の場合はこの限りではない。開所中以外はこの限りではない。

## （３）対策本部及び拠点の役割及び分担

　閉鎖中感染予防対策を行ったあと、利用者からの連絡に対応できるようにする。

　①災害対策本部災害地の指揮中枢にあって、組織編成や揮統制を行い、事業継続へむけての活動を総括する。

・情報収集による災害規模の把握。

・通所可能な被害状態か職員が情報を収集

・事業継続に向けての実施内容の判断（被害状況を把握し継続か、困難かの判断）

・各拠点間での人員配置の調整

・拠点の被害状況を把握し、復旧に向けて各業者への連絡。

　（すぐは対応できないが、早期事業開始に全力を尽くす）

・復旧に向けての資金管理（管理者が管理）

　　・職員の出勤割合に応じた業務の遂行を心掛ける。（緊急時にあって、無

　理をすると、小さなことから違う被害が広がる。）

●以後、発生から３日以内の対応徐々に被害の概要がわかり、緊急の体制も固まりつつある状況下で早期復旧への足掛かりとなるように対応する。

・感染症予防に努める。

（BCP新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等感染症編及び各拠点の感染症マニュアルに基づく対応）

・利用者のみならず、職員の健康チェックも怠らないよう努める。

・参集できていない職員の安否確認。

・対策本部への必要情報連絡（リモートの場合もある）

●４日目以降

・安全管理を確認しながら、利用者が通所できる状態か判断）

・職員の健康状態もしっかりケアを行う。

# ５．今後のＢＣＰ改善

## （１）通所施設のため災害状況によっては事業所での支援は限られている。

## （２）感染症の場合は行政らの指導が基本

　　　　未知のウイルスなどの場合もあるため、慎重な判断もとめられる。

＊　随時改善点は防災訓練や会議等で是正していく

マスク・消毒液等の備蓄を考慮

# ６．その他

１．本計画は令和５年１２月　１日より施行する。

# ７．附表等

１．感染症マニュアル参照